

群馬県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例

平成 19 年 2 月 19 日

条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約について必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第 2 条 長期継続契約を締結することができる契約は、次のとおりとする。

- (1) 電子計算機（ソフトウェアを含む。）その他情報処理に係る機器又は通信に係る機器の借受け又は運用及び保守管理に関する業務委託の契約
- (2) 庁舎、施設等における機械、設備等の借受け又は運用及び保守管理に関する業務委託の契約
- (3) 庁舎、施設等の警備又は清掃に関する業務委託の契約
- (4) 公用車又は複写機その他の事務機器の借受け又は保守管理に関する業務委託の契約

(契約期間)

第 3 条 長期継続契約を締結することができる契約の契約期間は、5年以内とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。